

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		企業参入・連携支援事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>地域農業全体での所得向上や活性化を図るためには、資本力や経営力を有する企業の農業参入を促しながら、農産物の生産から最終消費者に届くまでの一連の流れを事業として捉え、関連の深い異業種との連携強化を図り、高付加価値を創出する「地域産業体」へ誘導・育成することが必要である。 このため、企業の農業参入とそれに続く地域の農業者や関連する企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開や既に参入した企業等の機械・施設設備等を積極的に支援することとする。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 県が直接行う事業 企業の農業参入をより積極的に推進し、地域農業の中核となりうる経営体を育成するため、県が企業訪問・相談対応から参入支援まで行う。 ①情報の収集・提供 ②参入企業への訪問・相談活動 ③各種啓発活動 ○参入促進 パンフレット作成配布、ホームページ開設、参入促進研修会等の開催</p> <p>(2) 企業に対する支援事業 「企業参入・連携支援事業」による支援 企業が行う農業参入のための実践活動、地域の農業者や関連企業等と連携した加工・流通・販売等への事業展開等、既に参入した企業等が行う機械・施設等の整備に対して支援する。 ①事業のタイプ ○新規参入促進タイプ 企業が新たに農業経営に取り組むことを促進するための支援事業 ○連携強化促進タイプ 既に農業分野へ参入した企業等が、地域の農業者や関連する企業と連携し、加工・流通・販売等へ事業を展開することを促進するための支援事業 ○経営拡大整備支援 新たに農業経営に取り組む企業等が、経営計画を早期に実現するためや、既に農業分野へ参入した企業が経営を拡大する際に必要な機械・設備を促進するための事業 ②事業内容 企業等が行う農業生産（作業受託を含む）、農産物の高付加価値化に必要な調査・研究、農業技術習得のための研修、実証活動に要する経費や機械・施設等の整備を補助。 ③補助対象事業費 ○新規参入促進タイプ 10,000千円を上限 ○連携強化促進タイプ 20,000千円を上限 ○経営拡大整備支援 100,000千円を上限 ④補助率 ○新規参入促進タイプ 補助対象事業費の1/2以内 ○連携強化促進タイプ " 1/2以内 ○経営拡大整備支援 " 1/3以内</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b> 企業等、県</p>		
<p><b>4 当初予算額</b> 162,750千円</p>		

総合	基本目標	1 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		新規就農者確保事業
<p><b>1 趣旨</b>          本県農業の維持・発展を図っていくために、新規就農者の確保・育成が重要な課題となっており、その支援策について積極的な取り組みが必要となっている。しかしながら、新規就農者が営農を開始する場合、農地の確保、技術不足、資金不足、農業経営や生活に係わる事項等が不安要素となっており、これらを総合的に解決するため、市町村や農業協同組合等の関係団体と一体となった対策を展開する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 青年農業者等早期経営安定資金</p> <p>1) 事業内容          平成19年度以降認定を受ける認定就農者や雇用する農業法人等の初期経営の安定を図るための資金貸付けを行う市町村に対し、当該貸付けに必要な資金の1/2を貸与する。(償還免除あり)</p> <p>2) 市町村に対する貸与月額          認定就農者 月額50千円以内          農業法人等 月額40千円以内</p> <p>3) 貸与期間 12ヶ月以内          ただし、有機農業により農業経営を開始する者は3年以内(償還免除対象は1年目のみ)。</p> <p>4) 借受者 認定就農者等</p> <p>(2) 就農支援資金</p> <p>1) 事業内容          認定就農者等に対し、農業の技術や経営方法を修得するための研修や就農のための準備、農業経営の開始に係る施設機械等の整備に必要な資金を無利子で貸与する。</p> <p>2) 資金の種類          就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金</p> <p>3) 貸付方法          国2/3、県1/3の負担割合で特別会計に造成した原資をしまね農業振興公社及び融資機関に貸付け、そこから認定就農者等に貸与する。</p> <p>4) 借受者 認定就農者等</p>		
<p><b>3 事業実施主体(借受者)</b>          認定就農者等</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>          一般会計：24,284千円          特別会計(就農支援資金県の貸付金貸付枠)：40,000千円</p>		

総合	基本目標	I 活力あるしまね
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成
事務事業名		就農者確保緊急総合支援事業
<p><b>1 趣旨</b></p> <p>厳しい経済情勢により多数の離職者が生じている中で、将来の担い手となる新規就業者の育成・確保は重要な課題であり、農林水産業への志向者に対する就業支援を強化することにより、県内農林水産業の担い手の育成・確保を図る。</p> <p>また、農村地域への定住・定着を促進するためには、従来の「自営就農」「雇用就農」だけでなく、兼業収入を加えた「半農半X（農業+α）」型の就農を誘導することが必要である。そこで、各市町村において「半農半X（農業+α）」の定住モデルを作成し、農村地域への移住から定住までの各段階において支援を行い、県内農業・農村の担い手を育成確保する。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 就農者確保緊急総合支援事業</p> <p>1) 就業プランナーの設置</p> <p>①事業内容 県内2か所に就業プランナーを設置し、県内外からの就業者の確保を図る。</p> <p>②県補助率 10/10</p> <p>③事業主体 (財)しまね農業振興公社</p> <p>2) 島根農林水産業のPR強化</p> <p>①事業内容 各種媒体による島根農林水産業のPR。県外で島根県独自の就業相談会を開催。</p> <p>②県補助率 10/10</p> <p>③事業主体 (財)しまね農業振興公社</p> <p>3) 雇用就農研修経費助成事業</p> <p>①事業内容 新規就農希望者を雇用して農業に必要な技術・知識を習得させるための研修を実施する農業法人等に対して研修経費を助成。</p> <p>②県補助額 月額97千円以内×12月以内</p> <p>③事業主体 島根県農業会議 (助成対象：農業法人等)</p> <p>(2) UIターン就農者定住定着支援事業</p> <p>1) 農業+α実践者就農前研修経費助成事業</p> <p>①事業内容 県外からUIターンをして兼業型「半農半X（農業+α）」の就農により農村に定住しようとする者に対して、就農に必要な研修経費の助成を行う。</p> <p>②県補助額 月額12万円×12月以内</p> <p>③事業主体 就農希望者</p> <p>2) 農業+α実践者定住定着助成事業</p> <p>①事業内容 県外からUIターンをして兼業型「半農半X（農業+α）」の就農により農村に定住しようとする者に対して、就農後の営農経費等の助成を行う。</p> <p>②補助額 月額12万円×12月以内(県1/2、市町村1/2)</p> <p>③事業主体 就農希望者</p> <p>3) 自営就農研修経費助成事業</p> <p>①事業内容 認定就農者のうち県内に生活基盤のないUIターン者に対する研修経費助成。</p> <p>②県補助額 月額12万円×12月以内</p> <p>③事業主体 認定就農者</p>		
3 事業実施主体		(財)しまね農業振興公社、新規就農希望者等
4 当初予算額		73,457千円

総合	基本目標	II 安心して暮らせるしまね																																																																																							
発展	政策名	5 生活基盤の維持・確保																																																																																							
計画	施策名	4 都市・農山漁村空間の保全・整備																																																																																							
事務事業名		中山間地域等直接支払事業																																																																																							
<p>1 趣旨 平地に比べ生産条件が不利な中山間地域等において、農業生産活動等の継続を通じて耕作放棄の発生を防止することにより、国土の保全・水源の涵養・良好な景観の形成等の多面的機能を確保するため、農業者等に直接支払を実施する。</p>																																																																																									
<p>2 事業概要 平地地域と中山間地域等との農用地の生産条件の格差等に対し、下記のとおり交付金を交付する（平成22年度～26年度）。なお、耕作放棄の発生防止等の活動に加え、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定と当該要件を満たさない協定との間で交付単価に段階を設定するとともに、より積極的な取組を行う協定には単価の加算措置を講じる。</p> <p>(1) 対象地域及び対象農用地                  次の要件を満たす農用地区域内に存する1ha以上の農用地                  ①過疎、離島、半島、山村振興、特定農山村の各地域振興立法の指定地域においては、急傾斜農用地、緩傾斜農用地、高齢化率・耕作放棄率が高い農用地                  ②上記①以外で、島根県中山間地域等活性化基本条例で規定する地域においては、急傾斜農用地及びこれに連坦する緩傾斜農用地                  ③上記①及び②以外で、農林統計上の中山間地域においては、急傾斜農用地                  ④離島、隠岐4町村の農用地については、傾斜に係わらず生産コスト差に応じて交付対象とする。</p> <p>(2) 対象者                  集落協定又は個別協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者等（第3セクター、JA、生産組織等を含む）。</p> <p>(3) 交付単価 (円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">田</th> <th colspan="2">畑</th> <th colspan="2">草地</th> <th colspan="2">採草放牧地</th> </tr> <tr> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> <th>基礎単価</th> <th>体制整備単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>急傾斜</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>800</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜等</td> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td>2,800</td> <td>3,500</td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td>240</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生産コスト差 (隠岐4町村)</td> <td>16,800</td> <td>21,000</td> <td>9,200</td> <td>11,500</td> <td>8,400</td> <td>10,500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>6,400</td> <td>8,000</td> <td></td> <td></td> <td>2,400</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※基礎単価：最低限の農地管理活動等を実施、体制整備単価：加えて一定の要件を満たす活動を実施</p> <p>(4) 加算単価（特に積極的な活動を実施する場合に加算） (円/10a)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>草地</th> <th>採草放牧地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用調整加算</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>規模拡大加算</td> <td>1,500</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小規模高齢化集落支援加算</td> <td>4,500</td> <td>1,800</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">法人設立加算</td> <td>特定農業法人</td> <td>1,000</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>農業生産法人</td> <td>600</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※法人設立加算の上限（特定農業法人：100千円/年、農業生産法人：60千円/年）</p>									区分	田		畑		草地		採草放牧地		基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000	緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300	生産コスト差 (隠岐4町村)	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	—	—	6,400	8,000			2,400	3,000			区分	田	畑	草地	採草放牧地	土地利用調整加算	500	500	—	—	規模拡大加算	1,500	500	500	—	小規模高齢化集落支援加算	4,500	1,800	—	—	法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750	農業生産法人	600	500	500
区分	田		畑		草地		採草放牧地																																																																																		
	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価	基礎単価	体制整備単価																																																																																	
急傾斜	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	800	1,000																																																																																	
緩傾斜等	6,400	8,000	2,800	3,500	2,400	3,000	240	300																																																																																	
生産コスト差 (隠岐4町村)	16,800	21,000	9,200	11,500	8,400	10,500	—	—																																																																																	
	6,400	8,000			2,400	3,000																																																																																			
区分	田	畑	草地	採草放牧地																																																																																					
土地利用調整加算	500	500	—	—																																																																																					
規模拡大加算	1,500	500	500	—																																																																																					
小規模高齢化集落支援加算	4,500	1,800	—	—																																																																																					
法人設立加算	特定農業法人	1,000	750	750																																																																																					
	農業生産法人	600	500	500																																																																																					
3	事業実施主体	市町村																																																																																							
4	当初予算額	1,487,922千円																																																																																							

総合	基本目標	Ⅱ 安心して暮らせるしまね
発展	政策名	5 生産基盤の維持・確保
計画	施策名	6 地域コミュニティの維持・再生
事務事業名		地域貢献型集落営農ステップアップ事業
<p><b>1 趣旨</b>                  農地維持を含め地域コミュニティの再生や集落の維持・活性化に貢献する「地域貢献型集落営農」の育成に向けた取り組みを支援するとともに、集落営農組織がUIターン者や雇用の受け皿として機能するしくみづくりを進めることで島根県農業及び農村の活性化を図る。</p>		
<p><b>2 事業概要</b></p> <p>(1) 新規設立・育成支援                  地域の農地維持等を目的とした組織の設立・育成に向けた支援を行う。                  ①地域貢献型集落営農新規設立                  ・集落営農設立支援費 10千円/10a (定額)                  ②集落サポート経営体育成                  ・サポート活動に必要な経費支援 (補助率 ソフト1/2、ハード1/3)</p> <p>(2) 地域貢献活動支援                  経済・生活・人材維持活動などの地域貢献活動に取り組む経費支援を行う。                  ①経済維持活動 (補助率 ソフト1/2)                  ②生活・人材維持活動 (補助率 ソフト2/3)</p> <p>(3) 人材・雇用確保に向けたステップアップ支援                  UIターン者の受入、雇用、集落営農組織間の連携等ステップアップ活動に向けた取り組みを支援する。                  ①集落内部及び外部からの人材の確保・育成                  ・集落内部点検・ビジョンづくりモデル実証 (定額：上限300千円)                  ・新たな人材へのOJT研修経費助成 (定額：上限100千円/人×6ヶ月)                  ②UIターン受入や雇用が可能となる部門づくり                  ・野菜、加工、農外事業等への活動支援 (補助率：ソフト1/2、ハード1/3)                  ③地域マネジメント機能を持つ組織づくり                  ・集落営農による広域連携組織づくり支援 (補助率：ソフト1/2、ハード1/3)</p> <p>(4) 支援機関のフォローアップ活動費                  集落の活性化に向け、上記(1)～(3)の取り組みをフォローアップする活動支援費 (補助率：県及び県担い手協議会 定額、地域担い手協議会 1/2)</p>		
<p><b>3 事業実施主体</b></p> <p>(1) ①集落営農組織設立に向けて活動する組織                  ②特定農業法人化計画を有すサポート経営体                  (2) 集落営農組織                  (3) 集落営農組織及び集落営農組織等で構成する団体                  (4) 県、県担い手協議会、地域担い手協議会</p>		
<p><b>4 当初予算額</b>                  60,000千円</p>		

総合 発展 計画	基本目標	I 活力あるしまね		
	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
	施策名	1 売れる農林水産品・加工品づくり 3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業改良普及事業		24,182千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及指導活動の実施</li> <li>農業普及員の資質向上</li> <li>普及活動外部評価の実施</li> </ul>	県
中海干拓営農センター業務		4,129千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>干拓地の作目に関する実証・展示</li> <li>干拓農家に対する営農支援</li> <li>研修の運営</li> </ul>	県
中核的農業者資質向上事業		3,583千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業経営改善に取り組む担い手農業者に対し、新技術導入などにより課題解決や経営改善が図られ、経営力が高まるよう支援する。</li> </ul>	県
青年農業者資質向上事業		3,037千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年農業者の資質向上を図り、将来の農業・農村の中心的な役割を担う人材を育成する。</li> </ul>	県 しまね農業振興公社

総合	基本目標	I 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業大学校における教育研修		37,933千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修教育の実施</li> <li>・短期研修事業の実施</li> <li>・奨学金の貸付</li> </ul>	県
就農促進活動事業		14,117千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県農業を担う優れた新規就農者を確保・育成するため、就農志向段階から就農初期段階までの幅広い支援を行う。</li> </ul>	しまね農業振興公社 県
農業制度資金融資事業				
農業近代化資金等利子補給事業		21,527千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意欲と能力をもって農業を営む者等に対し、農業経営の展開を図るのに必要な資金を融通する農協等金融機関に対して利子補給を行い、農業者の利子負担を軽減し、農業経営の近代化及び農業負債の軽減を図る。 【融資枠 3億円】</li> </ul>	県
農業経営改善促進資金貸付事務		83,334千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者の経営改善計画に必要な運転資金を低利で円滑に融通するため、県がその原資の一部を造成（島根県農業信用基金協会に無利子貸付）し、金融機関と協調融資を行う。 【融資枠 5億円】</li> </ul>	県
農業経営基盤強化資金利子補給事務		15,068千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政策金融公庫から農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）を借り入れる認定農業者に対し、利子補給を行うことにより、認定農業者の経営改善計画の達成を支援し、効率的・安定的な農業経営体の育成に資する。 【融資枠 15億円】</li> </ul>	県
農業制度資金出えん事務		1,912千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業近代化資金等の農業制度資金を借り入れた農業者に対し債務保証を行う島根県農業信用基金協会が積み立てる特別準備金に出えんを行い、農業者への資金融通の円滑化を図る。 【対象融資枠：20.2億円】</li> </ul>	県

総合	基本目標	1 活力あるしまね		
発展	政策名	2 自然が育む資源を活かした産業の振興		
計画	施策名	3 農林水産業の担い手の確保・育成		
事務事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
担い手の総合支援				
	担い手育成支援事業	800千円	・認定農業者、農業法人、集落営農組織等地域農業の担い手を育成するため、経営改善、経営基盤確保に向けた総合的な支援を実施する。	県
	遊休農地再生活動緊急支援事業	330千円	・市町村等の耕作放棄地の解消を支援し、農地を担い手へ集積する。	県
	農地利用の集積促進	65,907千円	・農地流動化事業の支援を通じて、農地の流動化を促進し、認定農業者等への農用地の集積を図る。	県 農地保有合理化法人